平成28年5月10日

平成28年第2回岬町議会臨時会

第1日会議録

## 平成28年第2回(5月)岬町議会臨時会第1日会議録

# ○平成28年5月10日(火)午前10時00分開議

## ○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

勝弘	田	和	3番	正純	下	辻	2番	勝	正	原	坂	1番
多喜男	保	反	7番	匡	尾	松	6番	久	晴	エ	道	5番
実	П	出	10番	学	野	奥	9番	正	乾	島	田	8番
晶	原	中	13番	日出夫	Ш	小	12番	晃	伸	原	竹	11番

欠席議員 0 名

欠 員 0 名

傍 聴 0 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町		長	田	代		堯	企画政策監	西		啓	介
副	町	長	中	口	守	可	水道事業理事	鵜久	森		敦
副	町	長	種	村	誠	之	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	佐	藤	博	昭
教	育	長	笠	間	光	弘	しあわせ創造部 理 事	串	Щ	京	子
	くり戦 「長公室		保	井	太	郎	都市整備部理事	家	永		淳
総務	等 部	長	古	谷		清	都市整備部理事	早	野	清	隆
財政は	<b>炎革</b> 部	長	四至	本	直	秀	財政改革部税務課 長兼行革推進課長	寺	田	昭	久
しあわ	せ創造部	『長	古	橋	重	和					

都市整備部長 木 下 研 一

教育次長廣田節子 危機管理監中田道徳

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸 本 保 裕

議会事務局職員 池 田 雄 哉

○会 期

平成28年5月10日(1日)

○会議録署名議員

2番 辻下正純 3番 和田勝弘

## 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第34号 専決処分の承認を求める件(岬町税条例等の一部改正)

日程第4 議案第35号 平成28年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件

日程第5 議案第36号 平成28年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1

次) の件

日程第6 常任委員会委員の選任

日程第7 議会運営委員会委員の選任

日程第8 特別委員会委員の選任

日程第9 泉州南消防組合議会議員の選挙

日程第10議案第37号 監査委員の選任について同意を求める件

日程第11 総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第12 厚生委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第13 事業委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

#### (午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成28年第2回岬町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時ジャストです。

本日の出席議員は12名、全員でございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。

本臨時会には、町長以下関係職員の出席を求めております。

これより本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_

○道工晴久議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。 2番計下正純君、3番和田勝弘君、以上の2名の方にお願いをいたします。

\_\_\_\_\_\_

○道工晴久議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月10日から11日までの2日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日5月10日から11日までの2日間に決定しました。

それでは、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶を求められておりますので、これを許可します。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さん、おはようございます。

ただいま、議長のお許しを得ましたので、平成28年第2回臨時会の開催に当たりまして、一 言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、先の平成28年第1回定例会におきましては、突然の腰痛のため、本会議及び委員会を欠席することとなり、多大なるご迷惑をおかけしたことにつきまして改めて深くおわびを申し上げますとともに、議長を初め、各議員の皆様のご理解とご協力に対し、厚く御礼を申し上

げます。

おかげさまで、現在のところ経過も順調であり、日々の業務につきましても滞りなく遂行して おります。全快には今しばらくの時間がかかるかと思いますがご理解賜りますようお願い申し上 げます。本当にありがとうございました。

さて、先月発生しました平成28年熊本地震においては、関連死を含め、これまでに50名を超える方が亡くなり、現在も2万人近くの避難者の方が不自由な生活を余儀なくされておられます。亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

この地震においては、4月14日の前震、16日の本震ともに最大震度7が計測されております。同じ地域で震度7が2回も計測されることは初めてのことであり、これが被害を増大させることになりました。

本町においては、地震発生直後より救援物資の送付や町内主要施設に義援金の募金箱を設置するなど、住民の皆様とともに被災地支援に取り組んでおります。

また、先日、5月2日には岬町から大分県及び熊本県の大阪事務所に対しお見舞金をお渡ししたところであります。

現地では、ライフラインの復旧とともに少しずつ日常の生活に戻られる方もおられるとのことですが、今なお続く余震に心安らぐことなく避難生活を送られている方も多数いらっしゃいます。 被災地の一日も早い復興を支援できるよう、岬町として今後もできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

熊本地震は決して対岸の火事ではございません。今回の被害を教訓として今後必ず発生すると 予測されている東南海・南海地震が発生した際に住民の皆様の生命、身体を守ることができるよ う自主防災の意識の向上、危機管理体制の強化について万全の対策を構築してまいりたいと考え ております。

さて、本臨時会にご提案申し上げております議案につきましては、専決処分の承認を求める件、 平成28年度一般会計補正予算(第1次)の件、平成28年度多奈川財産区特別会計補正予算 (第1次)の件、監査委員の選任について同意を求める件の4件でございます。何とぞよろしく ご審議いただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきま す。どうかよろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 町長の挨拶が終わりました。

○道工晴久議長 日程第3、議案第34号「専決処分の承認を求める件(岬町税条例等の一部改正)」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第3、議案第34号、専決処分の承認を求める件、岬町税条例等の一 部改正についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

専決処分理由につきましては、議案書の裏面をご参照ください。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、一部の規定を除き、同年4月1日から施行されることに伴い、岬町税条例等の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

なお、条例の内容につきましては、議案書、新旧対照表とあわせて送付いたしております岬町 税条例等の一部を改正する条例の概要を用いまして説明させていただきます。

また、説明に当たりましては、税目や主な改正内容ごとに要点のみを説明させていただき、根拠法令の改正等に伴う語句の変更や条ずれなどに伴う所要の改正、施行期日及び改正条項の読み上げなどは省略させていただきます。

それでは、1ページの岬町条例(昭和51年岬町条例第19号)の一部改正の主な改正内容、第1条関係の1、本則をごらんください。

まず、町府民税関係について説明いたします。

第19条では、法人の町民税及び軽自動車税の環境性能割申告納付における納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金の算出方法について国税の改正に準じ、当初申告後に行われた減額更正の後に修正申告書等による増額更正等をしたことで生じた差額については延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするための規定の改正を行ったものでございます。

第34条の4は、法人町民税法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴いまして、本町における税率におきましても引き下げを行ったものでございます。

第43条、第48条及び2ページの第50条では、普通徴収に係る個人の町民税、法人の町民税及び法人税割に係る不足税額について、さきの第19条と同様に延滞金の計算期間から一定の

期間を控除するための規定整備を行ったものでございます。

続きまして、固定資産税関係です。

第56条、第59条は独立行政法人の労働者健康福祉機構が労働者健康安全機構へと組織変更を行ったことに伴いまして、固定資産税の非課税の対象を同法人が設置する医療関係者等の養成所において直接教育の用に供するものを追加するとともに、非課税の適用を受けなくなった固定資産税の所有者がすべき申告の対象に加えたものでございます。

続きまして、軽自動車税関係です。

今回の主な改正内容は、軽自動車税に新たに環境性能割が規定されたこと、現行の軽自動車税 の名称が種別割に変更されることに伴う改正でございます。

第80条は、三輪以上の軽自動車の取得者に対し環境性能割を課し、所有者に対しては種別割 を課すことを規定したものでございます。

第80条の2は、軽自動車税の賦課決定に際し、一定の条件において環境性能割に係る取得者 及び種別割に係る所有者としてみなし課税をすることを規定したものでございます。

3ページをごらんください。

第81条の2は、日本赤十字社が所有する軽自動車に対する軽自動車税の非課税の範囲の条文 の移動で、内容の変更はございません。

第81条の3は、環境性能割の課税標準を三輪以上の軽自動車の取得のために通常必要とする 価額とするものでございます。

第81条の4は、環境性能割の税率を平成17年排出ガス基準の75%低減達成に加え、燃費 基準値の達成度に応じて100分の1、100分の2、100分の3とするものでございます。

第81条の5では、環境性能割の徴収は申告納付の方法により行うものとし、第81条の6では、その環境性能割の申告納付について三輪以上の軽自動車の区分に応じ、法の定める日時までに申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割を納付するというものでございます。

第81条の7では、これらの規定に係る申告等を行わなかった者に対する過料を規定してございます。

4ページをごらんください。

第81条の8は、環境性能割の減免について規定したものでございます。

次に、軽自動車税の種別割に係る改正といたしまして、第18条の3及び第81条から第83 条まで並びに第85条、第87条から第91条までにつきましては、条例において軽自動車税と 表示されていたものを平成29年4月1日以降は種別割に名称を変更するものでございます。 続きまして、番号法関係でございます。

第51条及び第139条の3は、町民税及び特別土地保有税の減免申告書に記載を必要とする 事項から個人番号を削除するという改正でございます。

5ページをごらんください。

その他といたしまして、第18条の2では、行政不服審査法等の改正を踏まえ、用語の整備を 行ったものでございます。

続きまして、2、附則といたしまして、税条例の附則の改正でございます。

まず、町民税関係でございます。附則第6条の改正につきましては、セルフメディケーションの推進に係る所得控除制度の導入に伴い、特定一般用医薬品等の購入費の合計額が1万2,00 0円を超える場合に、その年の総所得金額等から控除するもので、平成30年度から平成34年 度までの制度でございます。

続きまして、固定資産税関係です。附則第10条の2では、わがまち特例の創設に伴い、課税標準の特例措置を規定するものです。

今回の改正におきましては、同条第7項で津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき、新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準をその価額に2分の1を乗じた価額とするものです。

また、同条第10項から第14項までは電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係るもので、太陽光及び風力発電設備では課税標準をその価額の3分の2、水力、地熱、バイオマス発電設備ではその価額に2分の1を乗じたものとするものでございます。

6ページをごらんください。

同条第18項では、都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋等に係る課税標準を、その価額に5分の4を乗じて得た価額とするものでございます。

次に、附則第10条の3では、省エネ改修工事に係る固定資産税の減額の適用を受けようとする場合、申告書に記載すべき事項に国、または地方公共団体からの補助等を加えたものでございます。

続きまして、軽自動車税関係です。

附則第15条の2から附則第15条の4までの規定につきましては、先ほど説明いたしました

本則の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収については大阪府が自動車税の環境性能賦課徴収の例によって行うこととし、減免については第81条の8の規定にかかわらず、 大阪府知事が当分の間自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして三輪以上の 軽自動車に対して環境性能割を減免するというものでございます。

また、環境性能割の申告納付につきましても、当分の間、大阪府知事に対して行うことという 規定でございます。

これにより、附則第15条の5では、徴収取扱費を大阪府に対して交付することを規定してございます。

次に、附則第15条の6は、三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率について、第1項では営業用の、第2項では自家用のものに課する税率について、第81条の規定にかかわらず当分の間、燃費基準値の達成度に応じてそれぞれの税率を適用するというものでございます。 附則第16条では、軽自動車税のグリーン化特例(軽課)につきまして、適用期限を1年延長し、平成29年3月31日までとする規定でございます。

7ページをごらんください。

岬町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の主な改正内容(第2条関係)をごらんください。

ここでは、平成26年岬町条例第14号の岬町条例等の一部を改正する条例の附則第6条において、本条の第82条の種別割の税率に係る区分について号名の追加等が行われたことから用語の整備を行ったもので、内容に変更はございません。

また、岬町条例等の一部を改正する条例の一部改正の主な改正内容(第3条関係)では、平成27年岬町条例第24号の、岬町条例等の一部を改正する条例の附則第5条において、本条例の第19条の改正に伴い、所要の規定の整備を行うもので、内容に変更はございません。

以上が、専決処分をいたしました岬町条例等の一部を改正する条例の内容でございます。よろ しくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。 これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。 竹原伸晃君。
- ○竹原伸晃議員 軽自動車税のことなんですけど、一つ教えていただきたいんですが、軽自動車税 におきまして、減免といいますか、身障者の減免というのがあったと思うんですが、それが今度、 軽自動車税の規定が変更するに当たって住民の皆さんにそのまま減免が全て適用されるのかどう

かというのを1点確認させていただきたいなと思います。お願いします。

- ○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。
- ○四至本財政改革部長 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、今回、軽自動車税自体が環境性能割というのと種別割ということに分かれておりますけれども、種別割に関しては全く同じ形の減免がされるという形になっております。

それと、今、環境性能割のほうに関しましては、大阪府知事の権限となりますけれども、恐らくされるとは思うんですけれども、今後、市町村の調整という形で聞いております。減免されると思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。中原 晶君、賛成ですか、反対ですか。

- ○中原 晶議員 承認には同意できないと考える立場にあります。
- ○道工晴久議長 どうぞ、反対討論。
- ○中原 晶議員 本専決処分事案については、地域の中小企業への一定の配慮や住宅の改修、取得にかかわる税負担の軽減が延長されるなど、地域経済と住民生活に寄与すると考えられる内容が含まれる一方で、岬町税条例等の一部改正が必要となった地方税法等の一部改正においては、消費税の10%増税や外形標準課税の適用拡大といった、庶民の暮らしと中堅企業の経営に深刻な打撃を与え、地域経済を一層破壊するものが前提となっております。

外形標準課税の適用拡大は中堅企業の負担を増やすもので、赤字の企業であっても所得1億円以下では1社当たり平均300万円もの負担が増やされ、その一方で所得10億円以上の大企業では1社当たり6,700万円もの負担が減らされるという試算が示されており、この施策が大企業減税の穴埋めであることが明らかであるばかりか、地域の活性化にも雇用の確保にも逆行するものであり、行うべきではないと考えるものであります。

政府は、今後、資本金1億円以下の中小企業にも外形標準課税の拡大を検討するとしており、 地方税法等の一部改正はその流れをつくるものであり、容認できません。

また、政府は消費税を8%に増税したことで自治体間の税収格差が広がったとして法人事業税を国税化した上で今回、さらに消費税を10%にするからと法人事業税を地方から召し上げる計画であり、これについても許しがたいものであります。

岬町税条例の一部改正が必要となった上位法の改正にはこういった大きな問題が含まれており、 専決処分を承認することには同意できないと考えるものであります。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第34号の「専決処分の承認を求める件(岬町税条例等の一部改正)」を起立により採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第34号は承認することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第4、議案第35号「平成28年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」 を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 日程第4、議案第35号、平成28年度岬町一般会計補正予算(第1次)につきまして、内容をご説明させていただきます。

本年2月にふるさと納税の謝礼品の見直しを行い、引き続き多くのふるさと納税の申し出をいただいており、ふるさと納税関連の予算に不足が生じることから補正予算の編成を行わせていただくものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,163万7,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ81億6,363万7,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明をさせていただきます。なお、詳細につきましては、 7ページ、8ページに記載されておりますのであわせてご参照願います。

寄附金といたしまして、ふるさと納税による岬ゆめ・みらい寄附金6,000万円を計上いた しております。

繰入金につきましては、3,163万7,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、ふるさと納税として岬ゆめ・みらい寄附をいただいた方に寄附金額に

応じて謝礼品をお送りするための費用の財源といたしまして、岬ゆめ・みらい基金繰入金を計上 するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明をさせていただきます。 3ページをご参照願います。 なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照 を願います。

総務費につきましては、3,163万7,000円を計上いたしております。内容といたしま しては、ふるさと納税の謝礼品に係る経費を計上いたしております。

ふるさと納税をいただいた方には、寄附金額に応じて1割から5割程度の額のお礼の品をお送りさせていただいております。

今回、そのほとんどが10万円前後の高額の寄附で、寄附金の5割程度の謝礼品をお送りさせていただくことから、報償費として、岬ゆめ・みらい寄附謝礼3,000万円を。役務費の通信運搬費として謝礼品の郵送代金、ゆうパックの費用ですが、97万2,000円を。ふるさと納税を応援するサイトから申し込まれた場合、寄附金額の1%を運営会社に支払うこととなりますので、ふるさと応援サイト掲載料60万円。委託料として、謝礼品の保管、発送用のラベルの作成、添付する作業を郵便局に委託する経費として岬ゆめ・みらい寄附謝礼品発送業務委託料6万5,000円を計上させていただいております。

なお、これらの経費について必要な財源につきましては、岬ゆめ・みらい基金繰入金を充当させていただきます。

続きまして、諸支出金につきましては6,000万円を計上いたしております。内容といたしましては、ふるさと納税として寄附をいただきました額を、岬ゆめ・みらい基金へ積み立てるものでございます。

以上が、補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 10ページのふるさと応援サイト掲載料というのがございます。こちらですけれ ども、調べてみると、いろいろサイトがございます。

岬町として、どのサイトというのが決められているのか、今後、検討されるのか、どれぐらい のサイトに掲載していくのかというのを教えていただけますでしょうか。

- ○道工晴久議長 企画政策監、西 啓介君。
- ○西企画政策監 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税に関しましては、情報発信というのが非常に大事な要素になってまいりまして、 私どものほうでは現在、ふるさとチョイスという、ふるさと納税のサイトとしては恐らく一番大 きなサイトになるんですけれども、こちらのほうに情報の提供をさせていただいて、そちらのほ うから申し込みいただけるようにさせていただいております。

ふるさと納税に関するサイトについては、いろいろあるわけなんですけれども、掲載に当たっては、当然、そこに費用が発生してまいりますので、費用対効果も勘案しながら最も効果的なサイトのほうに登録をさせていただきたいと考えております。

今後も、ふるさとチョイスだけではなくて、ふるさと納税をたくさんいただくというか、情報 発信していくためには、このほかのサイトの検討もさせていただいて掲載を考えてまいりたいと 考えております。

○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第35号「平成28年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」を起立により 採決します。本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第35号は可決することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第5、議案第36号「平成28年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷清君。

○古谷総務部長 日程第5、議案第36号、平成28年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件につきまして、内容をご説明申し上げます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ6,622万4,000円とするものでございます。

まず、歳入予算につきましてご説明申し上げます。 2ページの第1表歳入歳出予算補正をご参 照願います。

なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、多奈川地区財産区基金繰入金150万1,0 00円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

多目的公園内の多奈川財産区所有地への進出予定事業者との協議が基本協定の締結に向け順調 に進捗していることを踏まえ、土地の売買契約等の準備行為に係る経費といたしまして土地鑑定 業務委託料64万8,000円、それと土地分筆業務委託料85万3,000円、合計150万 1,000円を計上しているところでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第36号「平成28年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件」 を起立により採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第36号は可決することに決定しました。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。

なお、全員懇談会を10時45分から第2委員会室で開催します。理事者については、古谷総 務部長の出席をお願いします。

(午前10時33分 休憩)

(午前11時40分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○道工晴久議長 お諮りします。日程第6「常任委員会委員の選任」から、日程第7「議会運営委員会委員の選任」、日程第8「特別委員会委員の選任」までの3件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、日程第6、日程第7及び日程第8の3件を一括議題とします。

常任委員会の委員、議会運営委員会の委員、特別委員会の委員の指名について、委員会条例第 7条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しました名簿のとおり、それぞれの委員に選任することに決定しました。 各委員会の委員が選任されましたので、それぞれの委員会の委員長及び副委員長が互選されま すので、ただいまより暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

(午前11時43分 休憩)

### (午前11時46分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各委員会が開催され、それぞれの正・副委員長が互選されましたので、お手元に配付 しました名簿をもって報告とさせていただきます。

\_\_\_\_\_\_

○道工晴久議長 日程第9「泉州南消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

指名については、私から指名したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定しました。

泉州南消防組合議会議員に、総務文教委員会委員長の坂原正勝君、議長の私、道工晴久を指名します。

お諮りします。ただいま、指名しました坂原正勝君と道工晴久を当選者と決定することにご異 議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、坂原正勝君と道工晴久が泉州南消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、泉州南消防組合議会議員に当選されました2名が議場におられますので、本席から、 会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

私のほか、坂原正勝君、よろしくお願い申し上げます。

\_\_\_\_\_

○道工晴久議長 日程第10「議案第37号、監査委員の選任について同意を求める件」を議題と します。

地方自治法第117条の規定により、推選されております田島乾正君の退場を求めます。

### (田島乾正議員 退場)

- ○道工晴久議長 本件について、提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。
- ○田代町長 日程第10、議案第37号、監査委員の選任について同意を求める件につきましてご 説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、議会議員から前任の反保多喜男氏が監査委員を退職されましたので、 田島乾正氏を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求 めるものであります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第37号「監査委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。 本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第37号はこれに同意することに決定しました。

田島乾正君の入場を求めます。

#### (田島乾正監査委員 入場)

○道工晴久議長 ただいま、監査委員の選任同意が可決されましたので報告をいたします。

\_\_\_\_\_\_

○道工晴久議長 お諮りします。

日程第11「総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について」から、日程第12「厚生委員会の閉会中の所管事務調査について」、日程第13「事業委員会の閉会中の所管事務調査について」及び日程第14「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について」までの4件について、一括議題としたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、日程第11から日程第14までの4件は、一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しております申出書のとおり、3常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則 第75条の規定に基づき、それぞれの所管事務について、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出 があります。

お諮りします。

3常任委員長並びに議会運営委員長からの申出書のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とする ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、全ての委員会構成が成立しました。

それでは僭越ですが、新役員を代表しまして、私のほうから挨拶を申し上げたいと思いますの で、降壇をお許しいただきたいと思います。

三役、各常任委員長、議会運営委員長さんは、演壇の横のほうにお集まりいただきたいと思います。

### (新役員 演壇前に整列)

○道工晴久議長 また、1年間皆さん方には大変お世話になりますが、新しい三役ということで一生懸命、議会運営に務めたいと思っております。

いろいろ、また皆さん方にご意見を聞かせていただき、円滑な議会運営ができますようにご協力をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

## (新役員 議席に戻る)

○道工晴久議長 それでは、1年間ご苦労されました前監査委員、各常任委員長、議会運営委員長 さんは演壇のほうにお並び願いたいと思います。

### (前5役 演壇前に整列)

- ○道工晴久議長 前役員を代表しまして、反保多喜男前監査委員からご挨拶をお願いします。
- ○反保多喜男前監査委員 本日をもちまして、各委員長さんを含め、私も退任となりました。

平成28年度はまた新しいメンバーで役員さんは構成されますが、平成27年度におきましては議会の議員の皆さん、そして、理事者の皆様方の絶大なるご協力によりまして、無事1年間完了いたしました。

役員を代表いたしまして、皆さんに御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

(拍手)

## (前役員 議席に戻る)

○道工晴久議長 前役員の皆さん、1年間本当にご苦労様でございました。 お諮りいたします。

以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全て議了しました。 よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これをもって、平成28年第2回岬町議会臨時会を閉会します。

長時間にわたる慎重審議、本当にありがとうございました。

(午前11時59分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署 名する。

平成28年5月10日

# 岬町議会

議	長	道	工	晴	久